

独立行政法人大学入試センター教員の任期に関する規則

平成29年9月29日
規則第20号

改正 令和4年3月31日規則第26号

改正 令和5年3月31日規則第14号

独立行政法人大学入試センター教員の任期に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第6条及び独立行政法人大学入試センター職員就業規則（平成18年規則第10号。以下「職員就業規則」という。）第3条の規定に基づき、独立行政法人大学入試センターの教員（独立行政法人大学入試センターテニユアトラック制に関する規則（令和5年規則第2号）に基づき採用される教員を除く。）の任期に関し必要な事項を定める。

(任期を定めて雇用する教員の職及び任期等)

第2条 任期を定めて雇用する教員の職は助教とする。

2 任期は5年とし、引き続き再任することができる。ただし、再任は1回限りとし、任期は2年の範囲内とする。

(労働契約上の同意)

第3条 任期を定めて採用する場合には、別紙様式により、労働契約において当該採用される者の同意を得なければならない。

(任期の特例)

第4条 第2条第2項に定める任期にかかわらず、任期の末日は、職員就業規則第21条第1項に定める年齢に達した日以後における最初の3月31日を超えないものとする。

2 第2条第2項に定める任期を定めて雇用する教員が、任期（この項の規定により任期を延長した期間を除く。）の期間内に産前産後の特別休暇、育児休業又は介護休業（以下「休業等」という。）を取得した場合には、同項に定める任期にかかわらず、取得した休業等の期間の範囲内で任期を延長することができる。ただし、任期を延長する場合であっても、採用された日から通算した雇用期間は、再任の場合の任期を含めて10年を上限とする。

3 前項の取扱いについては、別に定める。

(再任の申出と再任審査等)

第5条 再任を希望する教員は、任期が満了となる日の1年前から9ヶ月前までに、その旨を理事長に申し出るものとする。

2 再任の可否等（可の場合はその任期）の決定は、教員人事委員会の議を経て理事長が行う。

3 再任審査及び再任の可否に関する教員人事委員会の審議は、任期満了日の6ヶ月前までに終え、その結果を速やかに当該教員に通知するものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行し、施行日以降に採用された者から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に採用された者から適用する。ただし、本規則施行日の前日である令和 5 年 3 月 31 日以前に採用された者は、改正前の規則を適用する。併せて、この規則の第 4 条第 2 項及び第 3 項については、採用日に関わらず適用する。
- 2 前項に関わらず、本規則施行日の前日である令和 5 年 3 月 31 日以前に採用された者で改正前の規則の適用を受ける者を本規則施行日に昇任させる場合については、任期の定めのない教員として採用された者とみなす。

